#### ZOEL KIDS 会員規約

#### 第1条(名称)

本教室は ZOEL (ゾエル)(以下「本教室」)と称します。

#### 第2条(運営・管理)

本教室は株式会社ミヤウェルネスが運営・管理の主体となります。

### 第3条(目的)

本教室は、小学児童の放課後時間を利用した各プログラムを通じて多様性を身につけ、自ら考え行動できる子供の育成を目的とする。

# 第4条(会員制)

- 本教室の利用は会員制とします。
- ・ 本教室に入会を希望される方は、本規約に基づく入会契約を当社と締結するものとします。本規約及び入会契約は会員として在籍する期間(及び退会後も本規約・入会契約が定める範囲)において有効とします。
- 会員は入会する際に本教室の定められた会員種別を選択し、その種別所定の利用範囲に応じて当施設を利用することができます。
- 本教室は会員の種別及びその内容を変更または廃止することがあります。

### 第5条(会員QRコード)

- ・ 本教室は会員に対し、会員QRコードを発行します。QRコードは会員情報照会及びチェックイン、物販購入等に利用します。
- 会員は本教室の利用に際し、会員QRコードを提示しなくてはなりません。ただし、本教室が別途、承認した場合にはこの限りではありません。
- 会員QRコードは本人のみが使用することができ、本人以外の者は使用できません。

# 第6条(レッスン内容)

本教室は、各教室の会員の種別及び到達度に応じたレッスン要項を設定します。個別具体的な指導方法はインストラクターが決定します。

# 第7条(入会資格)

- 本教室の入会資格は、以下の項目全てを満たした方とします。
- 1 本教室の趣旨に賛同し、施設利用規約及び諸規定を守れる方。
- 2 各会員種別において別途定める資格を満たす方。
- 3 対象年齢、その他の条件を満たす方。
- 4 健康状態に異常がなく、医師等により運動を制限されていない方。
- 5 未成年者が会員になろうとするときは、親権者の同意があること。
- 6 暴力団または反社会的な組織の関係者でない方。
- 7 本教室による審査において入会資格が認められた方。
- 前項各号の要件を欠く方であっても、本教室の判断により入会を認める場合があります。

### 第8条(入会手続き)

- 入会を希望する者は所定の申込方法により入会手続きを行い、当施設の入会承認を得た上で、定める会費、入会諸費用をお支払いいただきます。
- ・ 未成年者が本教室に入会する際は、その未成年者の入会に同意した保護者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うこととします。

# 第9条(入会金·諸会費)

- 入会金及び月会費、オプション料、レンタル料、レッスン料、各種手数料(以下総称して「諸会費」という)は本教室が別に定める金額とします。なお、一旦納入した入会金は本規約または本教室が認めるやむを得ない理由がある場合を除き、返還しないものとします。
- 会員は本教室を利用する際、本教室が定める諸会費を支払うものとします。

# 第10条(諸会費の決済)

- 会員は本教室の利用にあたり、本教室が定める金額の諸会費を所定の方法で支払わなければなりません。諸会費の種類、金額、支払期限及び支払い方法などは当施設が定めるものとします。
- 会員は実際の本教室利用の有無にかかわらず、在籍する限りは所定の諸会費を支払わなくてはなりません。
- 一旦納入された諸会費は、本規約または本教室が認めるやむを得ない理由がある場合を除き、返還しないものとします。

# 第11条(会員種別の変更手続き)

- ・ 会員種別の変更はご利用開始月から2カ月後に可能となります。ただし、当教室が別途、承認した場合にはこの限りではありません。
- ・ 会員が会員種別の変更を希望する場合は、毎月1日から 15 日までに会員本人が会員マイページより申請することで、翌月 1 日から会員種類を変更することができます。16日から31日の期間は申請を受け付けできかねます。なお、お電話や口頭等の申請は受け付けておりません。

(例:1月が利用開始月の場合は2月1日から15日までの申請で、3月1日から変更可能。)

# 第12条(休会)

- ご利用開始月から2カ月後に休会が可能となります。ただし、傷病を理由とする休会で、医師の診断書の提出がある場合はこの限りではありません。
- ・ 会員が休会する場合は、毎月1日から15日までに会員本人が会員マイページより申請することで、翌月1日から月単位で休会することができます。16日から31日の期間は申請を受け付けできかねます。なお、お電話や口頭等の申請は受け付けておりません。
- ・ 休会を申請した会員は会員資格の継続のために、本教室が別に定める金額を支払うこととします。
- 1 回の申請による休会期間は1ヶ月間といたします。
- ・ 会員本人が会員マイページより申請することにより随時復会できます。この場合、復会月の会費は月の途中であっても全額支払うものとします。

# 第13条(退会)

- ・ 会員が退会する場合は、毎月1日から 15 日までに会員本人が会員マイページより申請することで、当月末日限りで退会することができます。16日から31日の期間は申請を受け付けできかねます。なお、お電話や口頭等の申請は受け付けておりません。
- 退会手続きが完了するまでの諸会費は、実際の利用がなくてもこれを全額支払わなければなりません。退会申請日を起点とした月会費の日割りや返金は承っておりません。
- 会員は退会手続きが完了するまでの間の諸会費を支払う義務があり、諸会費に未納金がある場合には全額納付していただいてからの退会手続きとなります。
- 会員が諸会費を2ヶ月以上滞納し、本教室の催告を受けたにもかかわらず 支払わない場合には退会とします。

### 第14条(契約期間)

• 契約期間について、通常契約は入会後2ヶ月間を在籍条件とします。 (ご

#### 利用開始月を月数とします)

- 契約期間満了日の1ヶ月前までに更新拒否の申請がない場合、同一条件で 自動更新され、以後も同様とします。
- 契約期間満了後は1ヶ月前までに会員本人が会員マイページより申請することで、いつでも本契約を解除することができます。

### 第15条(会費の返金)

- 一旦納入いただいた諸会費は、本規約・入会契約または当施設が認めるや むを得ない理由がある場合を除き、返金致しません。
- 傷病を理由に退会する場合には、その届け出(運動の禁止または運動不能であることを証明する医師の診断書を提示していただきます)がなされた月の月末を退会日とし、支払い済みの翌月会費を返金します。

### 第16条(会員資格の喪失)

会員は退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。会員が 資格を喪失した場合には、本教室から貸与されている物品がある場合には速やか に返還しなければなりません。

# 第17条(資格停止及び除名)

会員が次の各号に該当する場合、本教室はその会員に対して警告または除名する ことがあります。

- ・ 本教室の定める会費・諸費用につき、2ヶ月以上滞納したとき。(除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
- 本規約および諸規則に違反したとき。
- 本教室の名誉、信用を損ねる行為または秩序を乱す行為があった場合。
- 法令に違反する、または社会通念もしくはマナーに著しく欠ける行為があった場合。
- 入会時に虚偽を記載したことが判明した場合。
- 会員資格を取得した後、連絡がとれない等、所在が不明である場合。
- その他、本教室が会員としてふさわしくないと認めたとき。

# 第18条(変更事項の届出)

会員は入会後、入会時の登録内容から変更があった場合は速やかに変更手続き を行う必要があります。

# 第19条(個人情報保護)

- 本教室は、本教室の保有する会員の個人情報を本教室が別途定めるプライバシーポリシーにしたがって管理します。
- 会員は自己が本教室に提供した個人情報が正確であることを保証します。 本教室はその情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害に ついて一切責任を負いません。

# 第20条(会員資格の相続・譲渡)

会員資格は他の方に相続・譲渡できません。

#### 第21条(諸規則の遵守)

会員は本教室の利用にあたり、本規約および本教室内の諸規則を遵守し、本教室 インストラクターの指示に従っていただきます。

### 第22条(禁止行為)

会員は次の行為をしてはいけません。

- ・ 他の会員を含む第三者(以下「他の方」といいます)、本教室インストラクター、本教室または会社を誹謗、中傷すること。
- ・ 他の方または本教室インストラクターを殴打したり、身体を押したり、または 拘束する等の暴力行為。
- 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方または本教室インストラクターが恐怖を感じる危険な行為。
- 本教室所有の器具・備品の損壊または備え付け備品の持ち出し。
- 他の方または本教室インストラクターに対し、待ち伏せし後をつける、または みだりに話しかける等の行為。
- ・ 無許可での商業目的の写真・ビデオ撮影・録音や、指定場所以外での携帯 電話の使用。
- 痴漢、のぞき、露出等、法令または公序良俗に反する行為。
- 刃物などの危険物の館内への持ち込み。
- 物品販売、営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動または署名活動。
- 高額な金銭または貴重品の館内への持ち込み。
- 本教室内の秩序を乱す行為。
- 本教室を使用している際に商業目的の営業活動、ビジネス活動行為
- その他、本教室が会員としてふさわしくないと認める行為。

# 第23条(損害賠償責任免責)

• 会員は本教室内において、自己及び自己の所有物(貴重品・私物等)を自ら

の責任において管理するものとし、本教室内で発生した盗難、紛失、忘れ物、傷害 その他の事故について当施設に重大な過失がある場合を除き、本教室は一切の 賠償責任を負わないものとします。

- 会員間に生じたトラブルについては当事者間で解決するものとし、本教室は 一切関与いたしません。
- 本教室外における事故、盗難については一切の損害賠償責任を負いません。

### 第24条(会員の損害賠償責任)

会員が本教室の利用中、会員の責に帰すべき事由により本教室または第三者に損害を与えた場合、その会員が当該損害に関する責任を負うものとします。

### 第25条(本居室の休業・閉鎖)

本教室は次の各号のいずれかに該当する場合には、本教室を休業もしくは閉鎖することができます。

- 本教室が定める定休日。
- 施設の点検または修繕、増改築によりやむを得ないとき。
- 気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。
- 国の要請による休業。
- 経営上必要があると認められたとき。
- その他、本教室が必要に応じ定める日。

# 第26条(傷害事故と保険加入)

本教室が指定するスポーツ保険に加入し、その保険にかかる代金を支払うものとする。

- レッスン中の障害については、スポーツ保険の対象範囲内のみで対応。
- レッスン中、インストラクターの指示を無視した行動、またレッスン時間外での自主練習や遊びでの事故の責任は負いかねる。
- 本教室のレッスン中に発生した事故については、保険の範囲内において補償されるものとし、保険の範囲外について、本教室は一切損害賠償の責を負わないものとする。

### 第27条(写真及び掲載投稿・肖像権)

本教室の運営、広報活動のため、本教室の活動中の写真、ライブ情報をSNS(Facebook、Twitter、Instagramなど)上に掲載することがある。会員及びその保護者はこれを了承の上、入会したものとする。

会員及び保護者に対し、会員及び施設の撮影、インターネット及び雑誌等への情報公開に関する次の行為を禁じるものとします。

- 本教室の撮影規則に反する行為。
- SNS、インターネット上の書き込み、雑誌等への投稿により、他の会員、保護者等の情報を公開し、その肖像権又はプライバシー権等を侵害する行為。

# 第28条(諸会費等の変更ならびに運営システム変更について)

- ・ 本教室は本規約に基づいて会員が支払うべき諸会費を、社会情勢・経済状況の変動などを参考にして改定することができます。また本教室の運営システムについて、会社が必要と判断したときはこれらを変更することができます。
- 前項に定める会員が支払うべき諸会費および本教室の運営システムを変更するとき、事前に会員に対して告知するものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。

#### 第29条(規約の改定)

- 本教室は規約および諸規則を必要に応じて改定することができます。
- 改定された規約および諸規則は、本教室所定の方法で告知されたときから効力を生じ、以後、全会員に適用されるものとします。

# 第30条(裁判管轄)

当社と会員との間で訴訟の必要が生じた場合、千葉地方裁判所または千葉簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### 第31条(細則)

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は、本教室が定めるものとします。

## 第32条(附則)

本規約は 2023年7月1日より施行します。

ZOEL